

中央地区地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、中央地区地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域における支えあいや自主・自立性の強化を図りながら、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、中央地区をより良くするために、地域に必要なことや地域にできることの具体化を検討しながら、地域課題の解決に向けて、地域全体で取り組むことのできる事業を推進する。

(組織)

第4条 協議会は、中央地区内に居住する者、中央地区内に居住していないが店舗等で生計を建てる者及び、協議会の目的に賛同する個人並びに団体を会員として組織する。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(委員)

第6条 協議会に次の委員を置く。

- (1) 中央地区地域づくり協議会委員
- (2) 公募による委員 随時追加

(役員)

第7条 協議会に、会員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(役員 の 職務)

第 8 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 書記は、協議会の記録を掌る。
- 4 会計は、協議会の会計を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(機関)

第 9 条 協議会に、総会、企画運営委員会及び専門部会を置く。

(総会)

第 10 条 総会は、年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

- 2 総会は、第 6 条に規定する委員で構成する。
ただし、会長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 総会は、会長が招集し、構成員（当該構成員から委任された者を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の議長は、構成員の中から選出し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) この会則の改廃に関すること。
 - (4) 委員及び役員 の 選任に関すること。

(企画運営委員会)

第 11 条 企画運営委員会は、協議会の委員全員で構成する。

- 2 企画運営委員会は、事業の執行に関する計画立案、協議会の広報及び次条に定める専門部会の全体調整を行う。

(専門部会)

第 1 2 条 第 3 条に規定する活動内容を実施するための機関として、次の専門部会を置く。

- (1) ふれあい・いきいきサロン部会
- (2) 健康づくり部会
- (3) 世代間交流部会

2 協議会の委員は、いずれかの専門部会に所属する。

3 各専門部会に、部会長及び副部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、副会長を兼務することとする。

(会長の専決処分)

第 1 3 条 会長は、会議を招集する時間的余裕がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(経費)

第 1 4 条 協議会の経費は、前橋市からの助成金及び、必要に応じ各町内からの助成金の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第 1 5 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日をもって終わる。

2 会長は、会計年度の終了後、監事の監査を受けて、総会に会計を報告し、承認を受けなければならない。

(会則に定めのない事項)

第 1 6 条 この会則に定めのない事項については、会長が会員に諮って別に定める。

附 則

1 この会則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。